

本県の小児科医師確保の方針および施策について

1 本県における小児科医療の現状

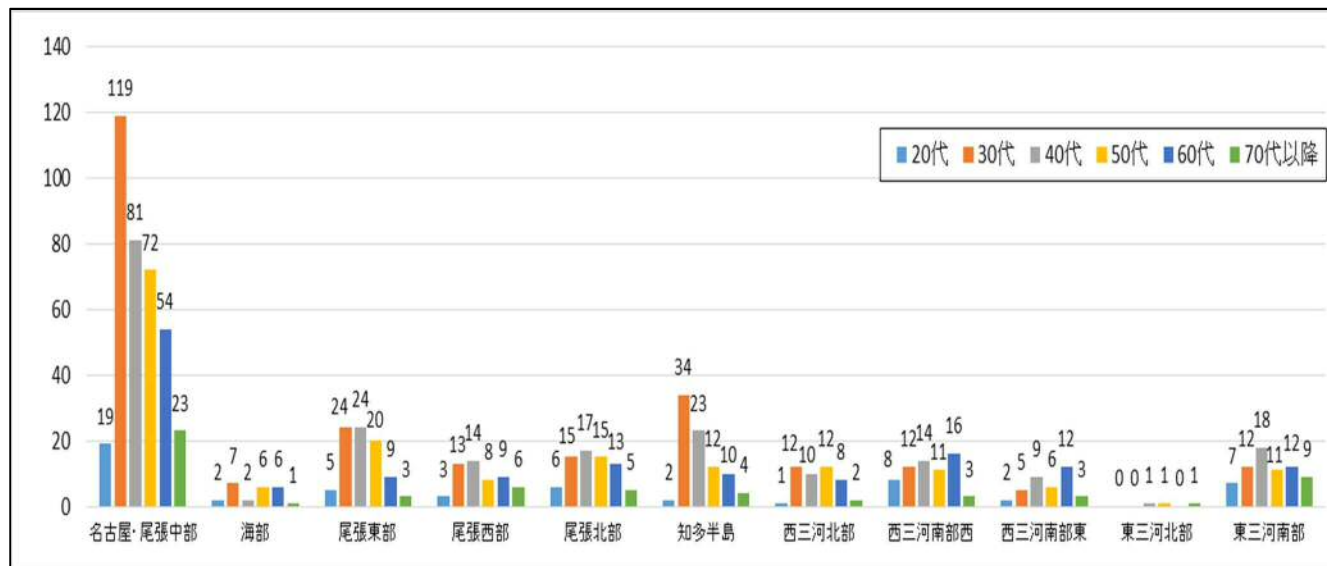
(1) 本県の小児科医師数、年少人口の状況

	小児科医師					年少人口 (0-14歳)(10万人)			小児科偏在 対策基準医 師数 (2023年) (人)
	小児科医師数			一般診療所従事医 師数割合%	平均 年齢	2018年1月 1日現在	将来推計 (2023年)		
	2016年	2014年	2012年						
全国	16,937	16,758	16,340	39%	50.3	159.5	144.7	-14.8	-
愛知県	904	872	847	39%	48.1	10.29	9.53	-0.76	947.0
名古屋・尾張中部	368	365	353	33%	47.2	3.14	2.94	-0.20	276.2
海部	24	24	22	33%	48.0	0.44	0.38	-0.06	27.4
尾張東部	85	83	71	24%	46.1	0.70	0.64	-0.06	68.1
尾張西部	53	50	55	55%	49.8	0.71	0.65	-0.06	50.7
尾張北部	71	69	69	49%	49.1	1.03	0.91	-0.12	77.6
知多半島	85	72	68	36%	46.0	0.91	0.84	-0.07	73.9
西三河北部	45	42	38	58%	48.4	0.69	0.65	-0.04	52.3
西三河南部西	64	55	61	41%	49.0	1.04	0.98	-0.06	82.1
西三河南部東	37	37	41	57%	53.9	0.64	0.61	-0.02	51.7
東三河北部	3	3	3	67%	60.7	0.06	0.05	-0.01	2.8
東三河南部	69	72	66	41%	50.8	0.96	0.88	-0.07	70.8

小児科医師数、平均年齢：「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)より
 一般診療所従事医師数割合：「医師偏在指標作成支援データ集」(厚生労働省)より
 医師・歯科医師・薬剤師調査(2016年)12月31日現在の医療施設(病院及び診療所)従事
 医師数(常勤+非常勤)に占める診療所の従事医師数割合より算出
 年少人口：「医師偏在指標作成支援データ集(厚生労働省)」より
 「住民基本台帳人口(2017年)」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口
 (平成29年推計)」の数値を用いて算出
 偏在対策基準医師数：「医師偏在指標作成支援データ集」(厚生労働省)より
 小児科医師偏在指標(2017年)の下位33.3%タイル値に年少人口将来推計(2023年)の値、
 標準化受療率比(2023年)の値を乗じて算出

(2) 本県の年代別小児科医師数の状況(医療圏別)

(2016(平成28)年12月31日現在)



年代別小児科医師数：「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)より

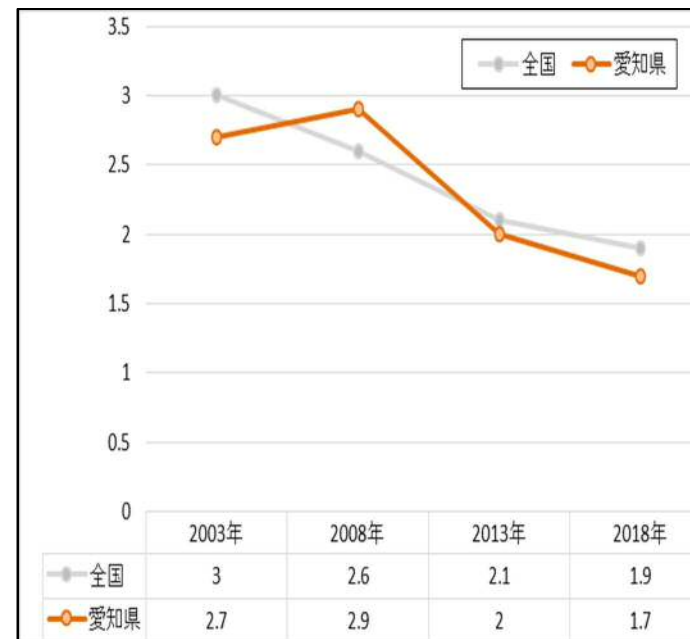
(3) 本県の小児科従事医師数(複数診療科に従事する場合を含む)の状況

病院+診療所

順位	都道府県名	小児科医師数	小児科医師数/ 年少人口(10万対)
-	全 国	27,761	174
1	徳 島	265	300.9
2	鳥 取	202	277.8
3	岡 山	585	234.6
10	山 梨	213	211.6
11	愛 知	2,046	198.8
12	群 馬	481	195.7
45	沖 縄	329	130.2
46	岩 手	188	128.9
47	宮 崎	180	120.7

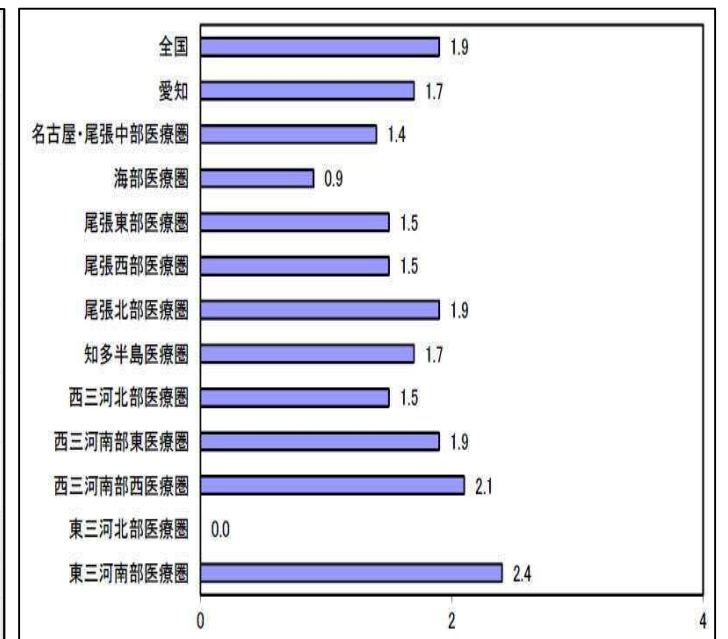
医師・歯科医師・薬剤師調査(2016年)より

(4) 本県の乳児死亡率の推移



人口動態調査(厚生労働省)より

(5) 本県の医療圏別乳児死亡率(2018年)



人口動態調査(厚生労働省)より

※乳児死亡率=年間の1000出産当たりの生後1年未満の死亡数

2 本県の小児科における医師派遣等実態調査

○調査概要

小児科における相対的医師少数区域等において医療機関等の診療制限の状況及び、常勤医師や非常勤医師の雇用状況、医師派遣の状況など、小児医療の実情を把握するためメールにてアンケート調査を行った。

○調査対象医療機関

小児科における相対的医師少数区域とされた二次医療圏に所在する臨床研修病院及び小児救急医療を取り扱っている病院。なお、東三河北部医療圏においては対象医療機関が無いため小児科を標榜する病院を対象とした。

○アンケート回収状況

30 病院中 29 病院 (96.7%)

○ 調査結果概要

医療圏名	対象医療機関数	医師数 (常勤換算)	診療制限医療機関						
			医療機関数	医師増員希望 医療機関数	診療制限の内容				
					小児科休診	入院制限	外来制限	時間外診療制限	重症患者対応制限
海部	2	12.0	1	1	0	1	1	0	0
尾張西部	6	27.5	0	0	0	0	0	0	0
尾張北部	5	44.0	1	1	0	1	0	0	0
西三河北部	2	18.4	0	0	0	0	0	0	0
西三河南部東	1	15.8	0	0	0	0	0	0	0
西三河南部西	5	36.3	2	2	0	0	0	1	1
東三河北部	3	1.0	1	1	0	1	0	1	0
東三河南部	6	41.5	2	1	0	1	0	2	0

3 本県における小児科医師の確保の方針

(1) 愛知県（3次医療圏）としての医師の確保の方針

- 本県は相対的医師少数県であるが、年少人口 10 万人当たりの複数診療科に従事する小児科医師数では全国平均を大きく上回っており、一定程度の小児の医療は提供されていると思われること、県内全ての2次医療圏の医療圏計画において小児科医師の増員の記載はなく、連携を強化して対応する方針であること、全医療圏で年少人口は減少傾向にあり、小児科医師数は若い年代を中心に増加傾向であること、乳児死亡率が全国平均を下回っており減少傾向であることから、現在の医師の配置を含む医療提供体制を維持することを基本的な方針とする。
- 大学病院、医師会、関係医療機関及び県が協力し、愛知県内に多くの医師に定着してもらえるよう、医師のキャリア形成支援や勤務環境改善に積極的に取り組むこととする。
- 地域医療構想推進委員会における議論の結果や、愛知県医療勤務環境支援センターにおける勤務環境改善の取組を踏まえつつ、将来に渡って本県における地域医療の提供体制を確保していくこととする。

(2) 2次医療圏における医師の確保の方針

ア 小児科における相対的医師少数区域

- 尾張西部医療圏、西三河北部医療圏、西三河南部東医療圏については前述の調査で診療制限を行っている小児科病院が無く、現在の医療提供体制を維持するための医療従事医師数（小児科医師）を確保することを基本的な方針とする。
- 海部医療圏、尾張北部医療圏、西三河南部西医療圏、東三河北部医療圏、東三河南部医療圏についても、現在の医療提供体制を維持するための医療従事医師数（小児科医師）を確保することを基本とするが、診療制限を行っている医療機関が存在するため、当該地域における小児医療提供体制の議論等を踏まえ、必要に応じて地域枠医師の派遣調整を行うこととする。
- 今後の国における医師確保対策や医師の働き方改革に関する議論等の状況を踏まえ、必要に応じて地域医療対策協議会で協議の上、地域枠医師を含めた小児科医師の派遣調整を行うことができることとする。

イ 小児科における相対的医師少数区域以外の医療圏

- 原則、現在の医療提供体制を維持するために必要な医療従事医師（小児科医師）を確保する方針とするが、各医療圏における小児医療提供体制の状況や国における各種議論等を踏まえ、必要に応じて地域医療対策協議会で協議の上、地域枠医師の派遣調整を行えることとする。

4 本県における小児科における医師確保のための施策（たたき台）

(1) 短期的な施策

- 臨床研修医募集定員の配分における医師偏在対策
臨床研修指定病院が、相対的医師少数区域に医師を派遣した場合には、臨床研修医募集定員の配分に当たって加算を行う（定員数を増やす）ことにより、医師少数区域等への医師派遣を促進することとする。
- 地域医療支援センターが従来実施してきた、地域医療の確保に関する調査分析や、医療関係者、医師等に対する必要な情報の提供、助言等の援助等を行うこととする。

(2) 中・長期的な施策

- 小児科医師の勤務環境を改善するための対策
 - ・ 医療勤務環境改善支援センターにおける勤務環境改善に向けた人材の確保、定着の支援等のサポートを行うこととする。
 - ・ かかりつけの小児科医が診察していない夜間に、患者の症状に応じた適切な医療相談が受けられるよう、保護者向けの小児救急電話相談事業を継続することとする。（本県保健医療計画の小児救急医療対策より）
- 地域枠医師の養成による医師偏在対策
 - ・ 現行の医学部臨時定員増による地域枠制度を2021年度入学生まで継続し、医師の地域偏在解消を図り小児科を志望する5・6年生を対象とした加算も継続し活用することで医師の確保を促進することとする。
- 小児科医師におけるキャリア形成プログラムの充実化
 - ・ 地域医療に携わりつつも産科医師及におけるキャリア形成が図れるよう、プログラムの充実化を推進することとする。